

魅せる群馬の文化発信プラン

—第2次群馬県文化振興指針—

はじめに



本県では、平成25年に「群馬県文化振興指針」を策定し、県民による主体的かつ多様な文化活動の尊重を基本とした心豊かな地域づくりに向けて取組を進めてまいりました。

この間、富岡製糸場と絹産業遺産群の世界遺産登録や上野三碑のユネスコ「世界の記憶」登録をはじめ、本県の歴史文化遺産が持つ世界的な価値を国内外に示す多くの実りがありました。

一方、現代社会においては、急速な少子高齢化やグローバル化、情報通信技術の発達が進み、文化が果たす役割も大きく変化しています。国においては、平成29年に「文化芸術基本法」を改正し、観光や産業、福祉等の関連分野まで文化芸術施策の裾野を広げ、その活用と連携を図る方針が示されました。

本県においても、世界遺産センターや群馬コンベンションセンター（Gメッセ群馬）のオープンを控え、文化資源が生む社会的・経済的価値に着目し、交流人口の拡大や地域・産業の活性化につなげていくための取組が求められています。

こうした現状を踏まえ、第2次群馬県文化振興指針では、新たに「守り育む」、「魅せる」、「発信する」、「呼び込む」の4つの視点で進める「7つのプロジェクト」を設け、群馬交響楽団、上毛かるたといった群馬の特色ある文化の活用や、東国文化の魅力発信、県民芸術祭の充実等を目標に掲げています。

この指針を通じて本県文化の魅力をいっそう磨き上げ、心豊かな「文化県群馬」を実現するため、県民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

群馬県知事

大澤正明

目次

第1章 第2次群馬県文化振興指針策定の基本的な考え方

1	趣旨	P 1
2	計画期間	P 1
3	指針の位置づけ	P 1
4	指針の構成	P 1
5	進行管理	P 1

第2章 群馬県が目指すべき文化行政の方向性

1	将来像	P 3
2	基本理念	P 4
3	文化行政をめぐる近年の動向	P 5
4	第1次指針の取組成果	P 7
5	第2次指針における4つの視点	P 9

第3章 7つのプロジェクト

1	群馬の特色ある文化の活用と発信	P1 1
2	東国文化の魅力発信	P1 3
3	世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保存と活用	P1 5
4	県民芸術祭の充実と展開	P1 7

5	県立文化施設等の発信力強化	P 1 9
6	文化を活かした地域づくり	P 2 1
7	文化活動における多様な参画の促進	P 2 3

第4章	文化の振興に関する基本的施策	P 2 5
------------	-----------------------	--------------

参考資料

1	群馬県の現状	P 3 6
2	群馬県の文化の現状	P 3 7
3	第2次群馬県文化振興指針策定アンケート調査結果（概要）	P 4 2
4	第2次群馬県文化振興指針の策定経過	P 5 1
5	群馬県文化基本条例	P 5 2

第1章 第2次群馬県文化振興指針策定の基本的な考え方

1 趣旨

群馬県では、平成24年4月に文化に関する基本理念や文化行政の目指すべき方向を定めた「群馬県文化基本条例」（以下「条例」といいます。）を施行しました。

その後、平成25年3月に、条例第5条に基づき、「群馬県文化振興指針」（以下「第1次指針」といいます。）を策定し、文化の振興に関する基本的な指針を定めました。

第1次指針は平成29年度で5年の計画期間が終わることから、これまでの取組や文化を取り巻く社会的な状況の変化を振り返りつつ、今後5年間の文化情勢の変化を見据え、総合的で効果的な文化振興施策を進めるために、「第2次群馬県文化振興指針」（以下「第2次指針」といいます。）を策定するものです。

2 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

3 指針の位置づけ

第2次指針は、文化振興施策を総合的・効果的に進めるために、文化振興の基本的な指針を定めるものと規定した条例第5条に基づくものです。

また、「文化芸術基本法」（平成29年6月23日法律第73号）第7条の2で策定が努力義務とされている、「その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（地方文化芸術推進基本計画）」としても、第2次指針を位置づけます。

4 指針の構成

第2次指針では、条例に掲げる基本理念ごとに文化関連施策を分類・整理した上で、計画期間中に特に取り組むべき施策の方向性を明らかにするため、新たに「4つの視点」（第2章）で進める「7つのプロジェクト」（第3章）を設けました。

5 進行管理

第2次指針に基づき文化振興施策を進めるにあたっては、社会経済状況の変化に応じて、柔軟で適切な見直しをするとともに、「群馬県文化審議会」（条例第32条～第40条）による評価を計画期間中に毎年度実施し、その結果を反映していきます。

また、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機と捉え、特に「7つのプロジェクト」を通じて「文化県群馬」の実現を目指し、本県特有の文化の強みを発信していきます。

「群馬県文化基本条例」に基づく文化振興施策の推進体制

「群馬県文化基本条例」(平成 24 年 3 月 27 日条例第 21 号)

群馬県文化振興指針
(第 5 条)

群馬県文化審議会
(第 32 条～40 条)

群馬県文化振興基金
(第 41～48 条)

文化振興指針策定・推進評価部会

文化振興基金活用検討部会

県立美術館・博物館運営検討部会

「文化芸術基本法」(平成 29 年 6 月 23 日法律第 73 号)

趣旨

- 文化と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野の連携を促す
- 文化が生み出す様々な価値を文化の継承や発展等に活用する

(地方文化芸術推進基本計画)

第 7 条の 2

都道府県及び市(特別区を含む。第 37 条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 23 条第 1 項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、**その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画**(次項及び第 37 条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 (省略)